

平成 22 年 4 月 12 日

健康増進課

0742-34-1111 内線 2880

## 妊婦健診がさらに受けやすくなりました。

～ 妊婦健康診査公費負担事業の実施について～

- 1 . 目的：妊娠中の母体や胎児の健康の保持・増進を図ること、また、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠出産を迎えることを目的に妊婦健康診査の公費負担事業を実施している。
- 2 . 内容：平成 22 年 4 月 1 日から妊婦健診費用の公費負担額を 5,000 円増額し、妊婦健康診査補助券を 2 枚追加する。
- 3 . 方法：妊娠届出を提出された方に、1 4 回分（85,000 円）の妊婦健康診査補助券の交付を行う。県内のかかりつけ医療機関・助産所受診の場合は、妊婦健康診査補助券を実施機関に提出し受診する。県外のかかりつけ医療機関・助産所受診の場合は、妊婦健康診査費用還付申請書兼請求書を実施機関に記入してもらい受診後本人が必要事項を記入し当課に提出後本人に申請額を還付する。  
交付場所は、健康増進課・西部出張所・北部出張所・東部出張所・都祁行政センター・月ヶ瀬行政センターである。
- 3 . 予算：総額：200,699,050 円
- 4 . 今までの公費負担状況

平成 21 年度	妊婦健康診査公費負担回数	14 回	限度額 80,000 円
平成 22 年度	妊婦健康診査公費負担回数	14 回	限度額 85,000 円
- 5 . 妊婦健康診査の公費負担状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

公費負担回数の全国平均	13.96 回
妊婦 1 人当たりの公費負担額の状況	85,759 円